

○浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進
に関する条例施行規則

平成25年12月13日

浜松市規則第76号

改正 令和3年11月30日浜松市規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例（平成25年浜松市条例第70号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(都市再生促進地区)

第2条 条例第2条第1号の規則で定める地区は、市の区域のうち市道曳馬中田島線と一般国道152号との交差点を起点とし、順次同国道、一般国道257号、市道飯田鴨江線、市道砂山33号線、市道砂山22号線、市道砂山34号線、市道飯田鴨江線及び市道曳馬中田島線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域とする。

(令3規則58・一部改正)

(公表の方法)

第3条 条例第11条の規定による公表は、浜松市公告式条例（昭和25年浜松市条例第23号）に定める掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

第4条 条例第12条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（別記様式）とする。

(細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和3年11月30日浜松市規則第58号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第4条関係）

身 分 証 明 書		第 号
所属		
職氏名		
年 月 日生		
上記の者は、浜松市都市再生促進地区における建築物等及び土地の適正な管理及び活用の促進に関する条例第12条第1項の規定による立入調査を行う権限を有する者であることを証明する。		
発行年月日	年 月 日	
		浜松市長 印

注 大きさは、縦5.5センチメートル・横9センチメートルとする。